

一月四日から バスの運行が変わります

まちづくり推進課 ☎23-5069

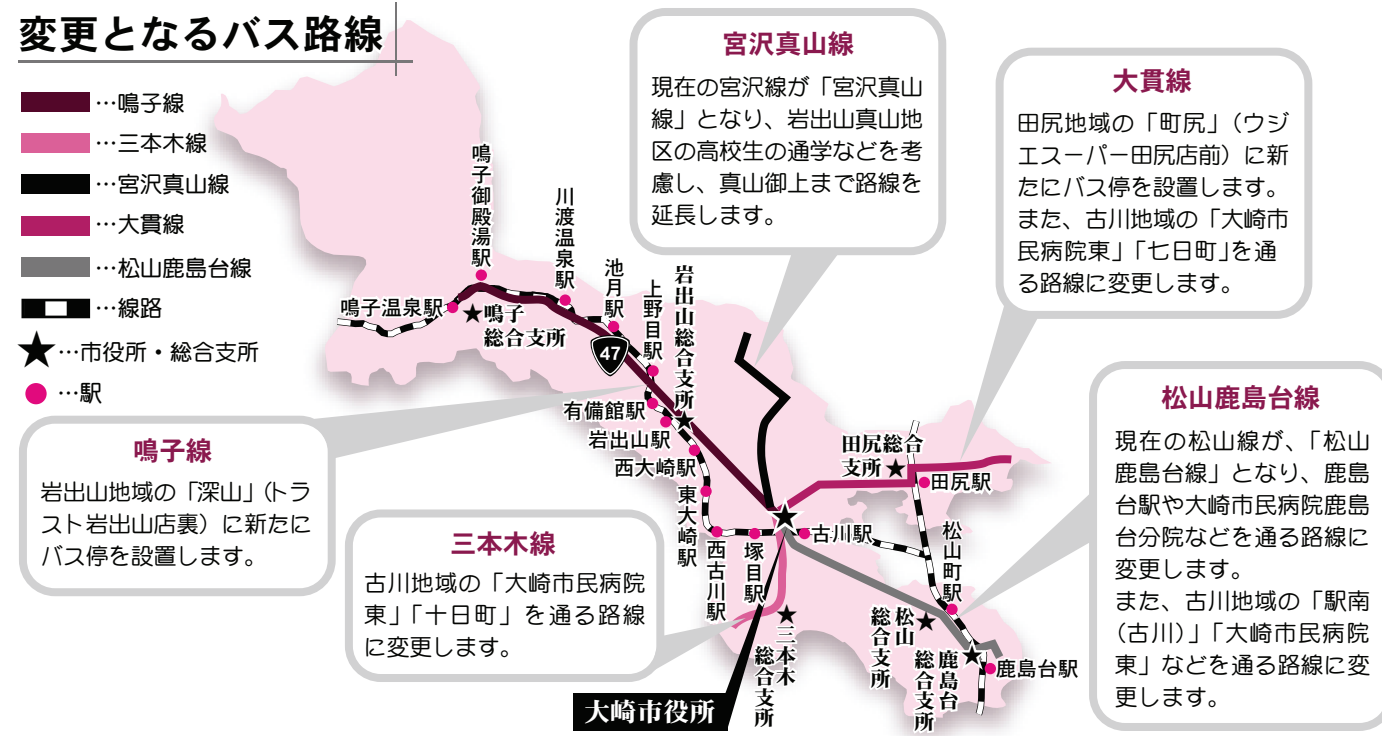
平成二十二年一月四日から、市が費用を負担してバス事業者に委託している市民バス（廃止代替バス）の運行が変わります。従来の松山線を鹿島台地域まで延長して「松山鹿島台線」に、宮沢線を岩出山地域真山地区まで延長して「宮沢真山線」にするなど、利便性の向上を図ります。運賃表などの詳しい資料は、まちづくり推進課、各総合支所総務課・市民税務課、各公民館で配布しています。

変更内容	運行区間	新設するバス停	廃止するバス停	運行回数・運賃
松山線を鹿島台地域まで延長。古川地域内の「駅南（古川）」「大崎市民病院東」などを經由する路線に変更。	古川駅前～鎌田記念ホール	古川：十日町、大崎市民病院東、南新町（バス停位置変更）、駅南（古川）、裁判所前、大崎合同庁舎前、総合体育館前、旭南、宮内北 鹿島台：鹿島台商業入口、平渡、鹿島台分院前、郵便局前、鹿島台駅前、小谷地、小谷地東、鎌田記念ホール	七日町 三ツ森 大幡西 大幡	平日 5 往復 200～500 円
宮沢線を岩出山地域真山地区まで延長。	古川駅前～真山御上	二枚橋、前の沢コミュニティセンター前、山崎、内目、真山小学校前、JA 真山支所前、馬館、北沢、真山御上	清水沢 川熊	平日 4 往復 200～500 円
田尻地域内にバス停を増設。古川地域内の「大崎市民病院東」「七日町」を經由する路線に変更。	古川駅前～下長根	七日町、大崎市民病院東、町尻	十日町	平日 4 往復 200～500 円
古川地域内の「大崎市民病院東」「十日町」を經由する路線に変更。	古川駅前～三本木音無	十日町、大崎市民病院東、三本木中学校前（廻山の名称変更）、三本木総合支所前（バス停位置変更）	七日町	平日 7 往復（土・日曜日、祝日 4.5 往復） 200～400 円
岩出山地域内にバス停を増設。	古川駅前～鳴子温泉駅前	深山	-	平日 5 往復 200～500 円

※清滝線は、運賃のみの変更で、運賃が 200～500 円となります。
※東大崎線は 12 月末に、田尻線は平成 22 年 3 月末に廃止します。
※本市とほかの市町を結ぶ広域路線（古川線、高倉線、色麻線）については変更ありません。

変更となるバス路線

- …鳴子線
- …三本木線
- …宮沢真山線
- …大貫線
- …松山鹿島台線
- …線路
- ★…市役所・総合支所
- …駅



■入札参加資格審査

平成二十二年・二十三年 大崎市 入札参加資格審査申請

契約管財課入札契約係 ☎23-5177

平成二十二年・二十三年に於いて、大崎市（水道事業・病院事業・大崎地域広域行政事務組合を含む）の発注する工事または製造の請負契約、物品調達などの契約および設計・測量・調査などの委託契約の競争入札に参加しようとする事業者は、入札参加登録の審査を受け、入札参加登録簿に登録することが必要とな

ります。受付期間や受付場所、提出方法については、左の「入札参加資格審査申請の日程」をご覧ください。

務課 ※申請書類は、市のウェブサイトにからもダウンロードできます。 ※郵送で申請書を請求する場合は、申請希望業種（工事、建設関連業務、物品管理）を明記し、A4判が入る大きさの返信用封筒に百四十円切手を貼付し、契約管財課へ送付ください。

◆申請要領・書類配布開始日 十二月一日(火)

◆申請要領・書類配布場所 契約管財課、各総合支所総

入札参加資格審査申請の日程

申請は、期限までに必ず行ってください。

◆受付期間 平成 22 年 1 月 12 日(火)～2 月 4 日(木) 午前の部：9 時～11 時 午後の部：13 時～15 時 ※土・日曜日を除く

◆受付場所 市役所本庁舎 北会議室 2 階 ※市内各地域に本店・支店などを有する事業者は、最寄りの各総合支所で受け付けできる日があります。日程は、次のとおりです。

月日	受付場所
1 月 12 日(火)	松山総合支所 小会議室 (2 階)
1 月 13 日(水)	三本木総合支所 第 1 会議室 (1 階)
1 月 14 日(木)	鹿島台総合支所 小会議室 (2 階)
1 月 15 日(金)	鳴子総合支所 大会議室 (2 階)
1 月 18 日(月)	岩出山総合支所 第 2 会議室 (1 階)
1 月 19 日(火)	田尻総合支所 第 1 会議室 (産業建設課 2 階)

◆提出方法 申請書を持参して提出

◆提出先 契約管財課入札契約係 (〒989-6188 古川七日町 1-1) ☎23-5177 FAX 24-1819

■国民年金

一月一日から 日本年金機構がスタート

市民課年金係 ☎23-6079 古川社会保険事務所 ☎23-1203

社会保険庁は、平成二十二年一月一日に廃止され、一層のサービスの向上を目指し、「日本年金機構」として新たなスタートを切ります。現在の社会保険事務所は「年金事務所」と名称が変わりますが、引き続き年金の相談窓口などとして業務を行います。また、建物の場所も、現在

の社会保険事務所をそのまま使用しますので、住所の変更はありません。これまで社会保険庁や社会保険事務所から案内していた各種関係書類は、内容により、厚生労働省または日本年金機構から送付します。なお、社会保険庁の廃止に伴う変更手続きは、一切必要ありません。

平成 22 年 1 月 1 日「社会保険庁」廃止

